

事務連絡  
平成27年2月6日

各地方経済産業局  
電源立地地域対策交付金担当課室 御中

資源エネルギー庁電力・ガス事業部  
電力基盤整備課電源地域整備室

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る対応について

地方分権改革の推進に向け、平成27年1月30日に、平成26年度地方分権改革に関する地方からの提案等に対して、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針について」が閣議決定されました。

同閣議決定において、「電源立地地域対策交付金における入札による金額の減少については、減少額が交付対象経費の30%未満の場合にも、変更承認申請（電源立地地域対策交付金交付規則（平23文部科学省・経済産業省告示1）19条3号）及び新たな交付申請（同規則17条1項）が可能であることを、地方公共団体に通知する。」ことが求められております。

つきましては、管轄区域内の関係自治体に対し、別紙の内容を周知いただきますようお願いいたします。

(別紙)

電源立地地域対策交付金における交付金事業の交付対象経費の  
30 パーセント未満の変更に係る変更承認について

平成 27 年 2 月  
資源エネルギー庁

電源立地地域対策交付金（以下「電源交付金」という。）においては、交付金事業の内容を変更しようとするときは、電源交付金交付規則（平 23 文部科学省・経済産業省告示 1）（以下「交付規則」という。）第 19 条第 3 号の規定に基づき、変更承認申請書を主務大臣に提出し、承認を受ける必要があります。

同号に規定する交付金事業の内容の変更については、「電源立地地域対策交付金の運用について（通達）」（16 文科開第 951 号、平成 16・09・24）10. イにおいて、交付金事業の交付対象経費の 30 パーセント未満の額の変更については、軽微な変更として交付金事業の内容の変更から除くと規定しています。

ただし、交付金事業の交付対象経費の 30 パーセント未満の減額があった場合であっても、交付規則第 19 条第 3 号に基づく変更承認申請を妨げるものではありません。例えば、電源交付金における入札による金額の減少については、減少額が交付対象経費の 30 パーセント未満の場合にも、同号に基づく変更承認申請について承認している事例がございます。

詳しくは各地方経済産業局の電源交付金担当部署へお問い合わせください。